

甲斐の うまい水 だより

甲斐市上下水道業務課 ● 甲斐市篠原2534番地1
電話 ● 055 (276) 0734 FAX ● 055 (276) 2177

2025.9

No.
41

9月1日(月)は「防災の日」です。

近年、日本では大きな災害が多く発生しています。いざというとき、あわてないように日頃から「非常用飲料水」を備蓄するなど、防災意識を高めましょう。

○災害が発生すると水の確保が難しくなります

災害によって水道管が破損し断水が起こった場合、給水車等による給水を行います。交通機関の不通などにより体制が整うまでに時間がかかることがあります。また、水道管の復旧工事には時間がかかります。



○非常用飲料水の備蓄の目安は1人1日3リットル、3日分以上

水道水には、塩素による消毒効果があるため、3日程度は飲料水として使えます。保存するときは、清潔なポリタンクやペットボトルに空気が入らないようぎりぎりまで水を入れ、日の当たらない涼しい場所に保管してください。



○生活用水の確保も忘れずに！

飲料水とは別に、トイレを流したりするための生活用水も必要です。日頃から、水道水を入れたポリタンクを用意する、お風呂の水をいつも張っておくなどの備えをしておきましょう。

水道事務所内の組織機構が変わりました

○令和7年4月1日(火) から水道事務所内の組織機構が変わりました
令和7年3月31日(月) まで

配 置	課 名 等	電 話
2 階	上下水道業務課 ▶ 上水道総務係 ▶ 下水道総務係	☎ 055-276-0734

令和7年4月1日(火) から



配 置	課 名 等	電 話
2 階	上下水道業務課 ▶ 上下水道総務係	☎ 055-276-0734

※上下水道工務課については変更はありません。

水道料金を令和7年6月検針分から 改定させていただきました

将来的に持続可能な水道事業の運営を目的に、令和7年6月検針分より水道料金を改定させていただきました。市の水道を使用する皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解をお願いします。

令和7年6月検針分から料金改定

- ・基本料金及び超過水量料金を約25%引き上げ

※詳細は市ウェブサイトをご覧ください。



ウェブサイトはこちら▲

水道事業は、地方公営企業法に基づき、事業経営に必要な経費は市税などの税金ではなく、みなさんからいただいた水道料金を主な財源としています。これを、^{どくりつさいさんせい}独立採算制といいます。

水道料金はこんなことに使われています

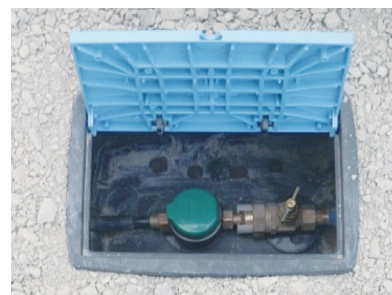
- ・水道施設の整備や更新、耐震化
- ・水道施設の管理や料金徴収、窓口サービスの委託料
- ・水道施設の修理費
- ・検定期間満了の水道メーター交換業務費
- ・原水（みなさんにお届けする前の水）を水道水にするための費用
- ・工事費用などを補うために借りた企業債（借金）の返済



配水管布設替工事の様子

検定満期を迎える量水器（水道メーター）の取替えについて

ご家庭や店舗などに設置されている水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。市では有効期限を迎える前に水道メーターの取替えを無料で行っております。取替えの対象となった所有者様には、事前に「メーター取替のお知らせ」を配布いたします。メーターの取替え作業は、市が委託した業者が行い、市発行の身分証を携帯して訪問することになっており、確認をする場合は掲示を求めています。か、上下水道工務課（水道事務所）TEL (055-278-1670) まで問い合わせください。



メーター交換当日、ご不在の場合でも作業を行うため、作業時にメーターボックスの上に車や植木等の障害物があったり、ペットが近くにつながれていたり、放し飼いになっていると取替え作業の支障となりますので、水道メーター周辺の整理にご理解とご協力をお願いします。

【ご注意】 この作業時に宅内での漏水等が発見された場合は、所有者様のご負担で修繕していただきます。メーター取替えとは異なる業務となりますのでご注意ください。